

建築確認の対象（建築設備、工作物）

令和 8 年 4 月 1 日現在

適用区域	分類	確認申請を必要とするもの(法 8 7 条の 4、法 8 8 条 1 項 2 項)		工 事 種 別	提 出 先	
全 域	建築	①エレベーター・エスカレーター		設 置 (法 8 7 条の 4) (施行令 1 4 6 条 1 項)	前頁に同じ	
	設備	②小荷物専用昇降機（昇降路の出し入れ口が室の床面よりも 50cm 以上高いもの（テーブルタイプ）を除く。）				
		③特定行政庁が指定するもの（し尿浄化槽を除く。）				
全 域	工 定 す る も の	土 地	①煙突 高さ>6m	築 造 (法 8 8 条 1 項) (施行令 1 3 8 条 1 項)		
			②R C の柱・鉄柱・木柱等 高さ>15m			
			③広告塔・広告板・装飾塔・記念塔等 高さ>4m			
			④高架水槽・サイロ・物見塔等 高さ>8m			
			⑤擁壁 高さ>2m			
	動 く も の	①観光用の乗用エレベーター・エスカレーター（一般交通用は除く。）		築 造 (法 8 8 条 1 項) (施行令 1 3 8 条 2 項)		
		②高架の遊戯施設（ウォーターシュート・コースターの類）				
		③原動機を使用する回転遊戯施設（メリーゴーラウンド・観覧車・オクトパス・飛行塔の類）				
	用 途 地 域 に よ り 規 制 あ り	特 殊	①コンクリートプラント・クラッシャープラント・アスファルトプラント			築 造 (法 8 8 条 2 項) (施行令 1 3 8 条 4 項)
			②自動車車庫			
物 施 設		③飼料・肥料・セメント等を貯蔵するサイロ				
		④上記「動くもの」欄に該当するもの （観光用の乗用エレベーター・エスカレーター（一般交通用は除く。）、高架の遊戯施設（ウォーターシュート・コースターの類）、原動機を使用する回転遊戯施設（メリーゴーラウンド・観覧車・オクトパス・飛行塔の類）				
		⑤汚物処理場・ごみ焼却場・一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設等				